

小城都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)

(案)

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

本県では、県土の都市計画を広域的に捉える観点から、県内を5地域に区分し地域マスタープランを策定しています。

本都市計画区域マスタープランは、この地域マスタープランを踏まえ、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を示すものです。

都市計画マスタープランには、県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2つの種類があります。

県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。

市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、広域的な視点をもって策定された都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めるところから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。(図1参照)

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的な位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設

の整備の方針を示します。

- ③「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
- ④「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

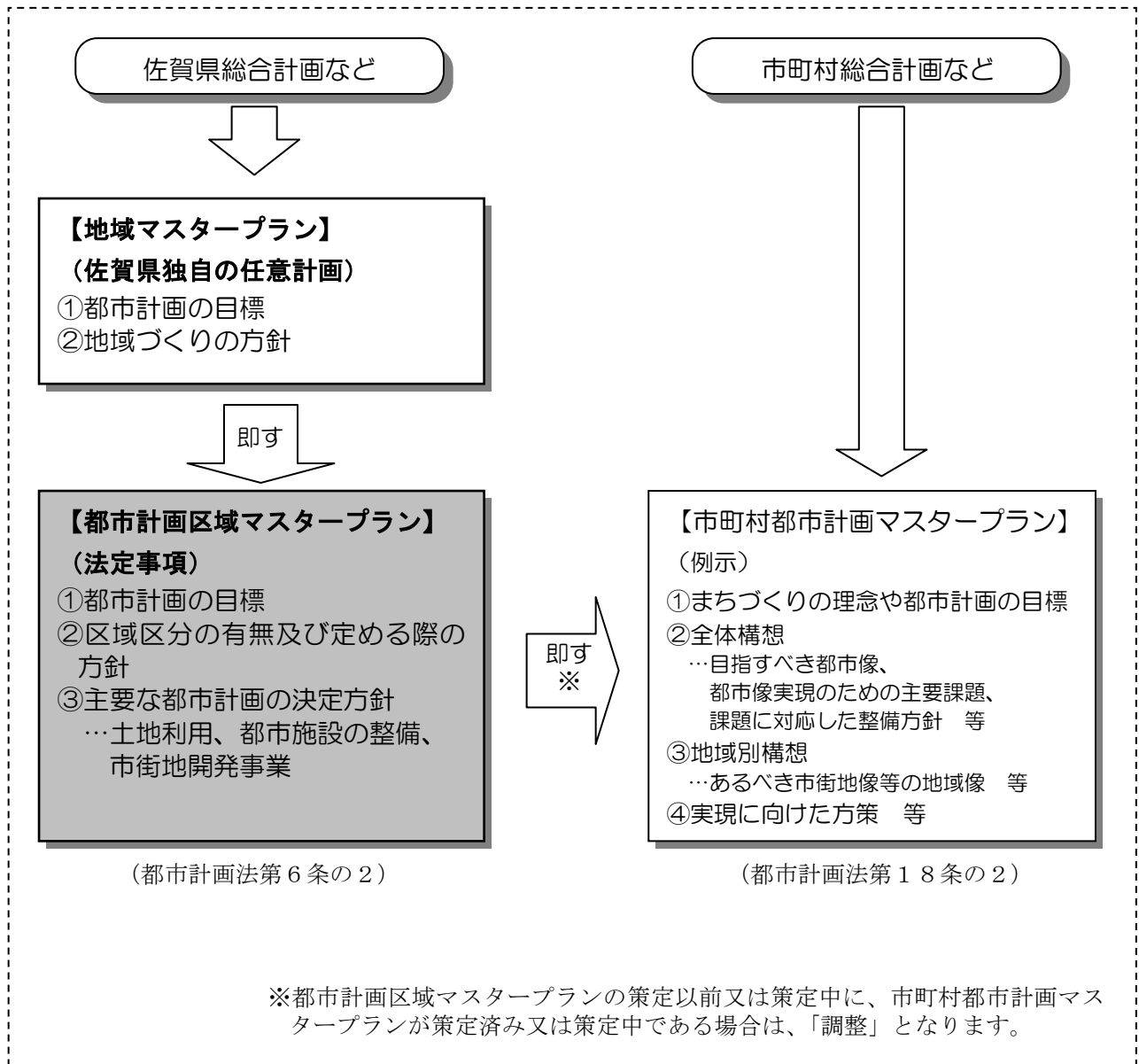


図-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市計画区域の広域的な位置づけと課題	1
(2)	都市づくりの基本理念と整備の基本方向	2
(3)	集約拠点地区ごとの市街地像	5
2	区域区分の決定の有無	6
(1)	区域区分の決定の有無	6
(2)	区域区分を行わない理由	6
3	主要な都市計画の決定の方針	7
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
1)	基本方針	7
2)	市街地の土地利用の方針	7
3)	市街地外の土地利用の方針	8
4)	主要な拠点の位置づけ	9
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
1)	道路の整備方針	10
2)	河川の整備方針	11
3)	下水道の整備方針	12
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	13
1)	基本方針	13
2)	市街地の整備方針	13
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	14
1)	基本方針	14
2)	主要な緑地等の配置の方針	14
	参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	16
	参考資料	
	・ 中部地域マスタープランの概要	
	・ 区域区分の有無の判断フロー	
	・ 用語説明	

（注1）計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

（注2）「都市計画の目標」における「整備の基本方向」の中で、波線を付している箇所は、本区域のまちづくりの資源やまちづくりの方向性を特徴的に示している部分を指す。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと課題

小城都市計画区域は、佐賀平野の西端に位置し、中部地域の中核都市である佐賀市に隣接している。佐賀市への近接性を活かし、高次の都市サービス機能を楽しみつつ、小城市小城町を中心に、牛津、三日月、芦刈地区と連携し日常生活機能の維持・充実が求められる。

北部には、天山山系がそびえ、中央部から有明海にかけて肥沃な佐賀平野に田園環境が広がる。

既成市街地や集落地の周辺に広がる田園環境は、中部地域における貴重な自然資源であり、天山山系や有明海沿岸とともにその保全を図る必要がある。

また、羊羹や酒造に代表される伝統産業や歴史・文化資源、天山山系や有明海等の自然的資源を活かした広域的な交流の促進が求められる。

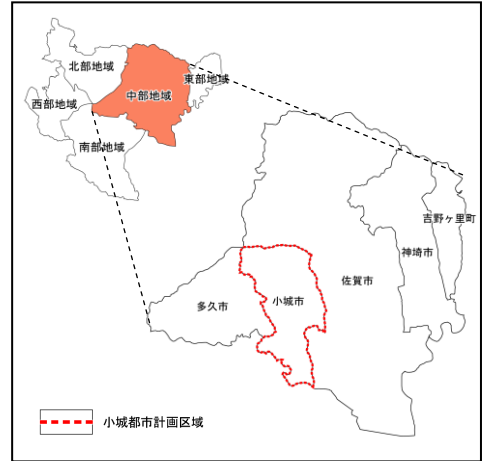


図-2 小城都市計画区域の位置



図-3 将来地域構造 (中部地域都市計画マスタープランから抜粋)

(2) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

本区域は、星巖寺楼門や五百羅漢、千葉城跡、羊羹資料館、長崎街道牛津宿、牛津赤れんが館等の歴史・文化的資源、並びに清水の滝、江里山の棚田、蛍の名所である祇園川、天山県立自然公園の森林、牛尾梅林、有明海、河川・水路など多くの自然的資源に恵まれている。また、羊羹や酒造に代表される伝統産業もあり、佐賀市への通勤圏として道路、鉄道の交通利便性が高い。

本区域のまちづくりの方向として、このような歴史、文化、自然、産業など多岐にわたる資源を活かしながら、佐賀市や多久市などの中部地域内の周辺都市との生活、産業、観光面の連携、唐津市など中部地域外の主要都市との観光、産業面の連携などを充実・促進し、周辺都市との連携・交流ネットワークを実現することが求められている。

このため、本区域においては、前項の将来ビジョンの実現に向けて、生活、産業、観光面にわたる各種都市機能の充実に努めるが、中でも特に、豊富な地域資源を活かしたスローライフの暮らしを実現するため、観光・交流機能、産業・商業等の都市機能の強化を目指す。そのためにも、佐賀唐津道路や有明海沿岸道路の整備などを進めて、周辺都市との連携・交流ネットワークの形成を図るとともに、自然・歴史・文化資源の保全と活用や、地域産業の活性化を支える基盤の整備などに取り組む。

なお、京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）、並びに地球温暖化対策に関する法律（平成20年6月改正）を受けて、今後はより一層、低炭素型社会の実現を前提とした都市計画の推進が求められているため、本区域においては都市機能の拡散を防止し様々な機能が拠点に集約した「集約拠点・地域ネットワーク型都市づくり」を推進していくものとする。

以上を踏まえ、概ね20年後を目標に本区域が目指すまちの姿として、以下のAからCまでの将来ビジョンを設定する。

A 特色ある伝統産業や歴史、文化を活用した連携・交流を育むまち

本区域は羊羹や酒造に代表される伝統産業、星巖寺や千葉城跡等の歴史・文化といった特色を活かすとともに、中心市街地の活性化を図り、周辺都市との観光や産業面等における連携・交流を活発に行うまちを目指す。



伝統産業を通じた交流の様子

① 産業活動や地域の交流を支える交通体系の整備

本区域は、多くの歴史文化資源や自然観光資源、伝統産業などに恵まれている。

このため、佐賀唐津道路や県道等の整備を推進することにより、これらの特色ある地

域資源を活かし、観光面をはじめ生活、産業面において周辺都市や各拠点との連携の強化や、佐賀方面と唐津方面との広域的な連携・交流の促進を図る。

また、佐賀市との近接性、既存の工業集積や工業団地の立地などの特性を活かし、周辺環境との調和に配慮しつつ、既存企業の高度化、国道34号沿道における流通業務等の沿道型産業の育成、新規分野の企業の誘致などを進めるため、工業機能を支える都市基盤の強化を図る。

② 中心市街地・生活拠点の活性化（拠点地区充実型の都市形成の推進）

商業機能の充実や街路等の基盤整備を推進するとともに、住民の憩いの場である小城公園や、図書館・歴史資料館などの文化施設、周辺の観光資源等との連携や回遊性を強化することにより、魅力ある中心市街地の形成を図る。

JR牛津駅周辺の市街地は、魅力ある商店街づくりとともに、日常生活のサービスの提供を行う公的施設の立地を促進し、多様な機能を有する市街地の形成を図る。

B ゆとりある住環境のあるスローライフのまち

佐賀市への通勤圏として道路、鉄道の高い交通利便性や、北部に広がる天山県立自然公園の優れた自然的環境、特色ある歴史・文化を活かした居住環境の優れたまちを目指す。

また、高齢者や子育て世代等すべての人に配慮した安全で安心して住める良好な居住環境を備えたまちを目指す。



小城市の市街地

① 恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用

本区域は、天山から有明海までの豊かな自然や歴史を有するとともに、佐賀市に近接していることから、宅地開発が進行している。このため、周辺農地や自然的環境等との調和に配慮した適正な土地利用や、道路等の都市施設の整備により、計画的な市街地整備を促進し、良好な居住環境の形成を図る。

② 安全で健やかな暮らしを支える環境の整備

誰もが安全で健やかに暮らし続けることのできるまちづくりに向け、安全・快適な住環境の創出を図る。

生活基盤の整備や幹線道路における歩道整備等をはじめ、公共空間や人が多く集まる場所においてユニバーサルデザイン化を進めるなど、高齢者、障害者、子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

C 歴史・文化や自然を感じるまち

星巖寺楼門や五百羅漢、千葉城跡、長崎街道
牛津宿等の歴史・文化的資源や清水の滝、蛍の
名所である祇園川、水路、天山県立自然公園や
芦刈海岸（有明海）の優れた自然的環境の保全
を図るとともに、観光やレクリエーションの場
として活用することにより、歴史・文化や自然
を感じることでできるまちを目指す。



芦刈海岸

① 水と緑の優れた自然的環境の保全及び活用

天山県立自然公園の豊かな森林や、清水の滝、蛍の名所である祇園川・有明海等の優れた自然的環境の保全を図るとともに、住民が身近に自然に触れ親しめるようなレクリエーションの場としての活用を図る。

また、河川や水路を保全し、水辺に親しむ空間などの交流の場の形成を図り、多様な交流や連携の機会を創出し、地域の活性化を図る。

② 地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成

星巖寺楼門や五百羅漢、旧長崎街道や牛津赤れんが館など本区域の数多くの歴史・文化資源の保全を図るとともに、身近な憩いの場づくりや、観光資源とのネットワークを形成することにより、個性を活かした歴史・文化・自然の息づくまちづくりを進める。

(3) 集約拠点地区ごとの市街地像

中部地域都市計画マスタープランを踏まえ、小城都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区（集約拠点地区）を以下のとおり定める。（P1 図-3参照）

a. 小城市中心部（地域拠点地区）

JR小城駅周辺を地域拠点として位置づけ、効率よい都市サービスの提供を目的に、日常生活を支える医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市機能の集積を図る。

また、都市機能の集積のみにとどまらず、古来より人々が集い暮らしてきた地域資源の集積地として、自然の豊かさや、伝統文化、街並みなど、固有の地域資源を守り育て、心の豊かさや活発な交流のある豊かな暮らしが育まれる拠点地区の形成を図る。

b. 牛津・三日月・芦刈地域（集落・近隣生活拠点地区）

牛津・三日月・芦刈地域は、集落・近隣生活拠点として周辺に形成された基礎コミュニティの維持を目的に、医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスの集積を図る。

また、自然の豊かさをはじめとする地域資源の継承を図るとともに、教育・文化や消費などの多様なニーズへの対応を図るため、中核拠点地区や地域拠点地区との円滑な連携・交流を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、用途地域が指定されていないこと及び現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

広域的な観点から土地利用の基本方針を示し、市街地と市街地外の土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述する。また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 基本方針

都市的土地利用にあたっては、低炭素都市づくりに配慮しつつ、既存ストックが集積する既成市街地の有効活用を原則として、商業・業務・医療・福祉等の都市サービス機能の集積の維持とともに、まちなかへの居住を誘導しコンパクトな市街地形成を推進する。

また、各集約拠点地区周辺の郊外部では、田園環境等の保全とともに既存集落地の活力維持が重要であり、無秩序な市街化を防止し、集落地の良好な生活環境の維持を図る。

2) 市街地の土地利用の方針

商業・業務、工業、住宅等の都市的土地利用の動向や他の法令による土地利用規制の状況等を踏まえつつ、都市的土地利用の整序や良好な市街地環境を確保し、魅力ある集約拠点地区の形成を図るため、用途地域制度等の活用を検討する。

① 商業・業務地

a. 小城市中心部

- ・ JR小城駅周辺の市街地は、住民や観光客にも対応した商業機能、庁舎周辺の業務機能、医療・福祉・文化等の公益機能等、本区域の地域拠点として都市サービス施設の集積・強化を図る。
- ・ 既存商店街等と住民の憩いの場である小城公園や、図書館・歴史資料館などの文化施設、周辺の観光資源等との連携や回遊性の強化を図るため、街路や駐車場等を整備しつつ、魅力ある商業・業務地の形成を図る。

b. 牛津駅周辺地区

- ・ JR牛津駅周辺においては、日常生活を支援する近隣型の商業地の形成を図り、中心市街地を補完する市南部の拠点として利便性の高い市街地の形成を図る。

c. 三日月・芦刈地区中心部

- ・ 庁舎や公民館等の公共施設の集積を活かして、行政サービスの向上と身近な生活の多様な活動・交流の場となる、公共公益機能を有する市街地の形成を図る。

② 工業地・流通業務地

既存工業地等

- ・西部の国道34号沿道に位置する牛津工業団地においては、今後とも周辺環境に配慮しつつ、工業機能の維持・充実を図る。
- ・牛津駅西部などに立地している既存の工場等は、周辺の居住環境等と調和した工業地の形成を図る。
- ・東部の国道34号沿道においては、沿道利用型の流通業務施設の立地が進行しており、周辺環境との調和を図りながら土地利用の適正な誘導を図る。

③ 住宅地

a. 中心市街地周辺部

- ・国道203号等の幹線道路沿道周辺では、生活利便施設の立地を許容しつつ、必要な都市基盤の整備等を進め、住宅を中心に一定の密度を保ったまとまりのある市街地形成を進める。

b. 一般住宅地

- ・既成市街地や宅地開発等により住宅地を形成している地区においては、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。
- ・JR牛津駅周辺の住宅と店舗、学校、サービス施設等が混在しているエリアについては、利便性の高い中低層住宅地の形成を誘導する。
- ・三日月庁舎周辺及び芦刈庁舎周辺については、地域の生活を支える利便施設や、交流を促進する施設の集積を図り、定住人口を維持するための住宅地の形成を誘導する。

3) 市街地外の土地利用の方針

無秩序な市街化を防止し、集落地の生活環境の維持、良好な田園環境の保全等を図るため、市街地外においては、農業関連法と調整を図りつつ建築・開発の適切な規制・誘導方策を検討する。

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- ・既成市街地の周辺など、無秩序な開発を防止するため、優良な農地を形成している地区では、その保全を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- ・既存集落等では、必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図る。

② 森林等

[自然環境の保全]

- ・北部には天山県立自然公園等の良好な森林空間が広がっており、良好な自然環境として保全を図るとともに、レクリエーションの場として活用を図る。

4) 主要な拠点の位置づけ

a. 歴史文化拠点

- ・星巖寺楼門や五百羅漢、千葉城跡、羊羹資料館、牛津赤れんが館等の歴史的な観光資源については、歴史文化拠点として位置づけ保全を図る。

自然・レクリエーション拠点

- ・清水川上流の清水の滝の水辺空間や、JR小城駅北側の小城公園は、住民や観光客にとっての自然・レクリエーション拠点として機能の充実を図る。
- ・牛津総合公園をレクリエーション拠点と位置づけ、住民の身近なレクリエーション空間としての機能の充実・強化を図る。
- ・ムツゴロウ公園を自然・レクリエーション拠点と位置づけ、有明海の貴重な自然環境を保護・保全するとともに、身近な干潟体験ができる自然・レクリエーションの拠点としての充実を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 道路の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、佐賀市や多久市など他都市との広域的な連携も踏まえつつ、道路の整備方針について記述する。

① 基本方針

- 九州横断自動車道や国道34号、国道203号、国道207号等により本区域の骨格が形成されている。また、佐賀唐津道路や有明海沿岸道路の広域的幹線道路の整備が計画されている。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、佐賀市や多久市をはじめとする周辺都市との生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらのことから、関連する国道、県道等の整備を図る。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やユニバーサルデザイン等に配慮する。

② 主要な道路の配置及び整備の方針

【市街地を形成する道路】

- ・ 都市計画道路については、国・県・市道の整備計画等と調整を図りながら、必要に応じて整備を図る。
- ・ 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて、適切な配置を考慮し整備を図る。
- ・ 長期間事業未着手の都市計画道路については、必要に応じて見直しを行う。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・ 長崎県や熊本県方面とのアクセスを向上する有明海沿岸道路の整備を促進する。
- ・ 佐賀市及び多久市・唐津市方面との都市間連携を強化する佐賀唐津道路の整備を促進する。
- ・ 地域拠点及び集落・近隣生活拠点を結ぶ連携を強化するため、(主)小城牛津線、(主)牛津芦刈線、(一)川上牛津線、(一)江北芦刈線の整備を図る。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本区域の河川は、八幡岳に水源を発生し流下してくる牛津川と、天山に水源を発生し牛津川に合流する河川、及び同じく天山に源を発生し嘉瀬川に合流する河川に大別される。天山山系は土砂の流出も多いため、河川は堆積土砂が多く、その多くは有堤河川であることから、ひとたび破堤すれば甚大な被害が生じやすくなっている。これまで過去の水害を契機に河川の改修を推進してきたが、今なお整備率は低く、いまだに水害は免れられない状況にある。
また、日本最大の干満の差を持つ有明海の潮汐が内陸部まで遡上するため、浮泥の堆積による流下能力の悪化の改善が必要で、排水機場等の河川管理施設の老朽化等を踏まえた維持・管理も必要である。
さらに土地開発に伴う保水機能の低下による治水安全度の低下もあり、水害から住民の生命、財産を守るため、河川改修事業等による河川整備を図る。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図り、河川敷の緑や有明海の干潟の連続性を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。
- 緑地と水辺の空間を利用して、憩いの場としての活用のための総合的な河川環境の整備を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度、近年発生した洪水等を勘案して、各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備を行うとともに、河川におけるガタ土堆積対策、排水機場等の維持管理の充実を図る。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

六角川水系の牛津川、晴気川、牛津江川等については、河川整備を図る。また整備にあたっては、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本として、生態系の保全や地域住民が身近に自然にふれあい、親しめるような整備を図る。

また、大規模開発においては、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における生活污水、観光汚水等の衛生的な処理、都市環境や住環境の向上、六角川水系、嘉瀬川水系及び有明海水域といった公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の整備促進等を図る。
- 処理施設については、適切な維持管理とともに、施設の老朽化対策を計画的に実施し、機能の維持・向上を図る。

イ. 整備水準の目標

経済性や効率性の観点から農業集落排水や合併処理浄化槽など、他手法による整備と調整しつつ、既成市街地を目標に公共下水道の整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

既成市街地を中心に公共下水道の事業計画を策定し、事業着手、早期供用開始を目指す。

下水道等に関する住民への啓発を通じ供用済区域における接続率の向上を図るとともに、既存施設の老朽化に対応し適切な維持管理を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 人口減少社会や限られた行財政の中では、これまで優先的に整備してきた市街地の都市基盤ストックの有効活用、及び維持管理・運営コストの低減、効率的な管理が重要になっている。
- このため、新たな市街地の整備よりも、むしろ維持管理・運営に目を向けたエリアマネジメントの実践等を通じて、住民・地権者・行政が一体となって良好な市街地の維持・向上に取り組む。
- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。

2) 市街地の整備方針

- ・ 市街地中心部においては、商業・業務機能の強化を図るとともに、街路など市街地形成に関する事業を推進する。
- ・ 公共施設整備の不足等がみられる地区など、既存集落周辺等については、地区計画制度等の活用や、必要な都市基盤の整備等を進めることにより居住環境の改善を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに、余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、アメニティ豊かな環境、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場として、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- ・ 北部に広がる天山県立自然公園の森林・緑地等や大平山の小高い丘陵地、牛尾梅林は、身近な自然環境として重要であるため保全を図る。
- ・ ふるさといきものの里百選のゲンジボタルの舞う祇園川や全国名水百選指定の清水川といった清流における水辺及び周辺環境の保全を図る。
- ・ 水路などの良好な水辺空間についても、良好な自然的環境の維持のため、この保全を図る。

② レクリエーション系統

- ・ 本区域には、小城公園や千葉公園、及び牛津総合公園、三日月ふれあい公園、ムツゴロウ公園等、身近に自然に触れ親しめる空間が多く残されており、これら自然的環境を活用したレクリエーション機能の充実を図る。
- ・ 主要な河川である牛津川、牛津江川、祇園川、清水川、晴気川等は都市にうるおいを与える自然環境軸として位置づけ、区域内の森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。

③ 景観構成系統

- ・ 城下町として歴史的なまちなみが残る小城地区及び長崎街道の宿場町としての面影や、赤れんが館などの歴史的な資源が存在する牛津地区では、歴史的な趣あるまち

なみの保全・形成を図る。

- ・ 駅周辺などまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる風格と魅力ある景観の形成を図る。
- ・ 北部の江里山地区に広がっている棚田については、食糧生産の場としての機能はもとより、地域の特有の景観構成要素としても重要であるため、この景観保全を図る。
- ・ 農地は食糧生産の場としての機能はもとより、地域の特徴的な景観構成の要素としても重要であるため、既成市街地周辺の田園景観や牛津江川や水路といった水辺空間の景観の保全を図る。

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）

